

訴 状

平成20年 8月 4日

東京地方裁判所民事部 御中

東京都新宿区西新宿一丁目21番1号 明宝ビル

原 告 株式会社新銀行東京
上記代表者代表執行役 津 島 隆 一

(送達場所)

〒100-6114 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー14階

牛島総合法律事務所

電 話 03 (5511) 3200 (代表)

F A X 03 (5511) 3258 (代表)

上記原告訴訟代理人

弁 護 士 渡 邊 弘 志



同 東 道 雅 彦



同 秦 慶 子



被 告 横 山 剛

員害賠償等請求事件

訴訟物の価額 金 1320万円
占用印紙額 金 6万2000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙資料目録記載の文書及び記憶媒体を返還せよ
 - 2 被告は、原告に対し、金1000万円並びにこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで、年6分の割合による金員を支払え
 - 3 被告は、原告の業務に関する個人情報、知的財産情報、経営情報、営業情報、財務情報及びシステム情報を第三者に開示又は漏洩してはならない
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- 以上の判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

当事者

- 1 原告は、預金等の受入れと資金の貸付等の銀行業を行う株式会社である（甲1号証）。
- 2 被告は、平成16年10月1日に原告に入社し、平成19年10月31日付で退職した。なお、原告在職中の被告の職務履歴は、以下のとおりである（甲2ないし4号証）。
 - (1) 平成16年10月1日
総合企画部門 企画グループ 企画ユニット配属
 - (2) 平成17年1月1日
組織変更により、コーポレート部門 経営企画グループへ異動

- (3) 平成 17 年 4 月 1 日
コーポレート部門 管理グループへ異動
- (4) 平成 18 年 1 月 1 日
組織変更により、コーポレート部門 人事・総務グループへ異動
- (5) 平成 19 年 4 月 16 日
営業推進グループ 営業店ユニット 池袋出張所へ異動
- (6) 平成 19 年 9 月 28 日
退職願提出

第 2 被告が負担する機密保持義務及び機密資料返還義務の内容

- 1 被告は、原告に入社するにあたり、平成 17 年 4 月 1 日付け誓約書（以下「本件誓約書」という。）を差入れ、原告に対し、以下の機密保持義務及び機密資料返還義務を負うことを約した（甲 5 号証）。
 - (1) 被告は、在職中および退職後を問わず、被告が原告における業務を遂行するにあたり知り得る一切の情報（個人情報、知的財産情報、経営情報、営業情報、財務情報、システム情報、その他これに類する情報を含むが、これらに限られない。以下「機密情報」という。）を機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏洩しないこと（本件誓約書第 3 条第 1 項及び第 1 条第 1 項）
 - (2) 被告は、退職の際、機密情報が記録された一切の記録媒体（以下「機密資料」という。）のすべてを原告の指示に従い速やかに返却若しくは破棄するものとし、その後一切の機密資料を保持しないこと（本件誓約書第 4 条第 2 項及び第 1 条第 2 項）
 - (3) 被告が、自らの責めに帰すべき事由により違反した場合、原告の指示に従い当該違反行為を是正し、原告の被った損害を賠償すること（本件誓約書第 9 条）

- 2 本件誓約書は退職後も有効とされており（本件誓約書第8条）、被告は原告に対し、上記1記載の機密保持義務及び機密資料返還義務を負担している。

第3 被告の違反行為とその内容

1 機密資料返還義務違反に基づく返還請求について

被告は、平成20年6月8日放送のテレビ朝日「サンデープロジェクト」（以下「本番組」という。）に出演した（甲6号証）。本番組において、被告は別紙資料目録記載の資料（以下「本件資料」という。）を所持しているものとされたが、本件資料は、原告の経営に関する会議の内容（以下「本件会議内容」という。）を記録したものであるから、被告が原告に対して返還義務を負担する機密資料であることは明らかである。

したがって、被告は原告に対し、本件誓約書に基づいて、機密資料たる本件資料の返還義務を負担している。

2 機密保持義務違反に基づく損害賠償請求及び差止請求について

被告は、本番組において、本件会議内容に関して、インタビュアーからの質問に対して様々な発言を行っている。その発言内容の真偽はさておき、当該被告の発言は機密情報たる本件会議内容に関するものであるから、被告の当該発言行為は本件誓約書に定める機密保持義務に違反する。また、本番組出演後も、被告は、平成20年6月16日発売の講談社「週刊現代」平成20年6月28日号（甲7号証）、平成20年6月30日発売の同誌平成20年7月12日号（甲8号証）及び平成20年7月8日発売の朝日新聞出版「週刊朝日」平成20年7月18日号（甲9号証）において、週刊誌の記者らからの取材に対して、機密情報を開示する発言を次々に行っている。

原告は、銀行業務に伴い預金者及び貸出先等の個人情報等を多数保有し、当該情報等について預金者及び貸出先等との間で守秘義務を負担しており、原告に

対する機密保持に関する社会的要請は極めて強い。被告の上記行為による原告の機密情報の開示により、原告に対する社会的評価及び信用は著しく低下しており、その損害額は金 1000 万円を下らない。したがって、被告は原告に対して、1000 万円の損害賠償義務を負担している。

また、被告が本件誓約書に定める機密保持義務に違反する行為を反復・継続しているところからして、今後も、被告が、同様な違反行為を繰り返す可能性が極めて高い。さらには、従前の原告と被告との間の経緯に鑑みると、被告において、原告にとって極めて重要な顧客情報等の機密情報すら開示する可能性がある。被告によって、原告の預金者及び貸出先等の顧客情報といった機密情報が開示されるようなことがあれば、原告の社会的評価及び取引上の信用を回復不能な程度にまで毀損し、今後の原告の営業活動に重大な支障が生じるおそれがある。本件誓約書において、被告は、原告の業務に関する一切の情報を第三者に開示又は漏洩しないことを約しており（本件誓約書第 3 条）、原告は被告に対して、本件誓約書に基づいて、本件誓約書に定める機密保持義務に違反する行為を差し止める権利を有している。

第 4 まとめ

よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載のとおり判決を求める。

第 5 求釈明事項

被告は、被告が所持している原告の機密資料の内容を明らかにされたい。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 履歴事項全部証明書
- 2 甲第2号証 平成14年12月1日付「履歴書」
- 3 甲第3号証 「横山剛の職務履歴」
- 4 甲第4号証 平成19年9月28日付「退職願」
- 5 甲第5号証 平成17年4月1日付「誓約書」
- 6 甲第6号証 平成20年6月8日放送テレビ朝日「サンデープロジェクト」を録画したビデオテープ
- 7 甲第7号証 「週刊現代」平成20年6月28日号の記事
- 8 甲第8号証 「週刊現代」平成20年7月12日号の記事
- 9 甲第9号証 「週刊朝日」平成20年7月18日号の記事

附 属 書 類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証の写し | 各2通 |
| 3 | 資格証明書 | 1通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |

以 上

(別紙)

資 料 目 録

「事業計画（参考資料）ブリーフィングメモ」と題する原告作成の文書及び同文書に記載された会議の内容を録音した記憶媒体